

2 0 2 6 年 度
一 般 社 団 法 人 大 阪 府 臨 床 工 学 技 士 会
定 時 社 員 総 会 議 事 録

1. 開催日時 2026年6月14日（日） 午前10時00分から午前11時00分
1. 開催場所 大阪市北区梅田 1-2-2-500 大阪駅前第 2 ビル 5 階
大阪市立生涯学習センター 第一研修室
1. 出席代議員数 総代議員数 7 0 名
出席代議員数 6 8 名
内訳 本人出席 5 6 名
委任状出席 1 2 名
総代議員の議決権数 7 0 個
出席代議員の議決権数 6 8 個
1. 議 長 杉浦正人
1. 出席役員 理事 井上晃仁、 泉 暢英、 小北克也、 北村孝一
楠本繁崇、 熊山義久、 児玉健一郎、 定 亮志
佐藤昌臣、 白井勇希、 杉原尚枝、 南部由喜江
面岡 宏、 畑中由佳、 福田将誉、 藤江建朗
前川正樹、 松本優輝、 峰松佑輔、 宮本哲豪
安田英也、 山野秀仁、 山村智美、 山本 桂
吉見隆司
監事 吉田 靖、村中秀樹

1. 議事録作成者 会長 小北克也

1. 議事の経過の要領及び結果

定款第 21 条の規定に基づき、議長に杉浦正人（関西医科大学香里病院）、副議長に安田栄吉（明生第二病院）、書記に政清利文（岸和田徳洲会病院）、田中智之（滋慶医療科学大学）が選出され、満場一致にて選任された。議長は、出席者ならびに委任状通数を確認し、上記のとおり定足数にたる代議員の出席があったので、本定時総会は適正に成立したことを確認して議事に入った。

第1号議案 2025年度事業活動報告

議長は、標記に関し担当理事に説明を求め、会長 小北克也が説明を行った。
本件につき審議の結果、満場異議なく承認可決した。

第2号議案 2025年度収支決算報告・監査報告

議長は、標記に関し担当理事に説明を求め、副会長 吉見隆司が説明を行った。
それを受け、監事 吉田 靖、監事 村中秀樹が監査報告を行った。本件につき審議の結果、満場異議なく承認可決した。

第3号議案 定款・規則変更の件

議長は、標記に関し担当理事に説明を求め、副会長 吉見隆司が別紙新旧対照表のとおり、当法人定款及び役員の報酬等並びに費用に関する規則変更の説明を行った。本件につき審議の結果、満場異議なく承認可決した。

第4号議案 役員の報酬等並びに費用に関する規則制定の件

議長は、標記に関し担当理事に説明を求め、副会長 吉見隆司が説明を行った。
本件につき審議の結果、満場異議なく承認可決した。

第5号議案 第10期役員改選の件

議長は、標記に関し選挙管理委員に説明を求め、選挙管理委員長 藤井宏一（堺市立総合医療センター）が説明を行った。本件につき審議の結果、満場異議なく次のとおり承認可決した。

理 事 井上晃仁、 小北克也、 北村孝一、 楠本繁崇、 熊山義久
児玉健一郎、 定 亮志、 佐藤昌臣、 白井勇希、 南部由喜江
西岡 宏、 畑中由佳、 福田将誉、 藤江建朗、 前川正樹
松本優輝、 峰松佑輔、 宮本哲豪、 山野秀仁、 山村智美
山本 桂、 吉見隆司

（以上22名重任）

岩本和也、 妹尾有起、 安田栄吉

（以上3名新任）

監 事 吉田 靖、村中秀樹

（以上2名重任）

なお、被選任者は、いずれも席上直ちにその就任を承諾した。

1. 議事録署名人選任の件

議長は、総会議事録の署名人の選任について一同に諮ったところ、満場一致をもって次の者を選任した。

議事録署名人 代表理事 小北 克也
湊 拓巳
田中 勇真

以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

2026年6月14日

2026度 一般社団法人大阪府臨床工学技士会 定時社員総会

議長

杉浦 正人



議事録署名人

代表理事 小北 克也



議事録署名人

湊 拓巳



議事録署名人

田中 勇真



一般社団法人大阪府臨床工学技士会 定款 新旧対照表

項目・条数	旧定款（現行定款）	新定款（変更案）	備考
第14条第10項 （代議員）	10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。	10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。	語句の修正 （当→この）
第14条第11項 （役員（責任））	11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。	（削除）	第29条4項及び第30条4項へ移動
第15条 （代議員の報酬等）	第15条 代議員は無報酬とする。 2 代議員には費用を弁償することができる。 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。	第15条 代議員には、その地位に基づく報酬は支給しない。ただし、第2項に定める役務提供に対する対価はこの限りでない。 2 代議員が本会の依頼により講演、研修、執筆その他の役務を提供した場合は、理事会の議決を経て別に定める規則に基づき対価を支払うことができる。 3 代議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。	全文改訂 役務への対価支払いを明文化
第29条 （理事の職務）	（第1項～第3項まで：変更なし）	（第1項～第3項まで：変更なし） 4 理事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。	第4項を新設 （旧第14条11項から移動）

項目・ 条数	旧定款（現行定款）	新定款（変更案）	備考
第30条 （監事の職 務）	（第1項～第3項まで：変更なし）	（第1項～第3項まで：変更なし） 4 監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。	第4項を 新設 （旧第14 条11項か ら移動）
第33条 （報酬等）	第33条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、社員総会の議決により別に定める。 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。	第33条 役員には、その職務の対価として報酬を支給することができる。 2 役員の報酬等の額又はその支給基準は、社員総会の決議を経て別に定める。 3 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。	全文改訂 原則無報酬から、社員総会の決議に基づく報酬支給可へ変更
第35条 （顧問）	5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。	5 顧問には、その職務の対価として報酬を支給することができる。 6 顧問の報酬等の額又はその支給基準は、社員総会の決議を経て別に定める。 7 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。	第5項改訂、第6・7項を新設
（新設） 第51条	（該当なし）	（余剰金の分配の禁止） 第51条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。	条文新設 以降の条数が繰り下げ

目次 条数	旧定款（現行定款）	新定款（変更案）	備考
第51条 → 第52条	第51条（定款の変更）	第52条（定款の変更）	条数繰り 下げ
第52条 → 第53条	第52条（解散）	第53条（解散）	条数繰り 下げ
第53条 → 第54条 （残余財 産）	第53条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。	条数繰り 下げ 贈与先法人の表記を整理
第54条 -第58条 → 第55条 -第59条	第54条：委員会 第55条：設置（事務局） 第56条：情報公開 第57条：個人情報の保護 第58条：委任	第55条：委員会 第56条：設置（事務局） 第57条：情報公開 第58条：個人情報の保護 第59条：委任	全て1条 ずつ繰り 下げ （文言に 変更なし）
第59条 → 第60条 （利益禁 止）	（特別の利益の禁止） 第59条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。	（特定の個人等の利益の禁止） 第60条 この法人は、特定の個人又は団体に対して、剰余金の分配その他特別の利益を与えることができない。	条数繰り 下げ 見出し及び文言を包括的な内容に整理

目次 条数	旧定款（現行定款）	新定款（変更案）	備考
第 60 条 → 第 61 条 （施行日）	2 この定款変更は 2022 年度定時社員 総会の議決を経て、2022 年 6 月 5 日開 催の社員総会の承認後速やかに施行す る。	2 この定款変更は、2026 年 6 月 14 日 開催の定時社員総会の議決を経て、速や かに施行する。	条数繰り 下げ 開催日・ 施行日の 更新
第 61 条 → 第 62 条	第 61 条（法令の準拠）	第 62 条（法令の準拠）	条数繰り 下げ

